

活 動 概 要 書

ふりがな	おおかわちょうさんぎょうだんちのぶんくしていかいじょにむけたけんとうかい
団体名称	大川町産業団地の分区指定解除に向けた検討会

活動の 方針・内容	<p>大川町産業団地は都市計画法に基づき『臨港地区』に、また川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（分区条例）における『工業港区』に指定されている。工業港区においては「原燃料若しくは製品の全部若しくは一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造業又はその関連事業を営む工場」などの港湾の機能を補完・向上するための構築物以外のものが規制されている。</p> <p>大川町産業団地には港湾運送等に依存しない製造業を営む工場等が多く立地しており、分区の指定解除について検討を進めている。また、分区の指定を解除することにより、産業団地の良好な操業環境の維持に支障のある建築物が建築される恐れがあることから、建築が可能な建築物を制限するために、地区計画の策定等についても検討を進めている。</p>
団体設立 の経緯	<p>大川町産業団地内には、大川町工業団地協同組合と協同組合川崎卸センター、大川企業会、大川会の4団体が存在し、大川町産業振興連絡協議会を構成している。今回の検討エリアにある、3団体（大川町工業団地協同組合と協同組合川崎卸センター、大川企業会）から検討メンバーをそれぞれ2名選出し、協議会とりまとめのもと、検討を実施している。</p>
活動の経過	<p>○平成26年9月 港湾審議会にて分区指定解除と地区計画策定の方針を報告</p> <p>○令和元年12月 大川町産業振興連絡協議会理事会において、分区指定解除に関する検討会を実施していくことを決定</p> <p>○令和4年1月 第6回の検討会で、都市計画提案制度を使った地区計画に決定</p> <p>○令和5年10月 第13回検討会で「分区指定解除と地区計画（素案）」をとりまとめ、地区内説明会を開催</p>

※ 自治会等に認知された自主協定等の活動内容を示す書類がありましたら、添付してください。